



様式第3号 (表面)

(日本工業規格A列4)

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

① 令和元年7月 29 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしがいいしやまぐちぎんこう

②届出者 氏 名 株式会社山口銀行

とりしまりやくとうどり こうだ いちなり

取締役頭取 神田一成



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしがいいしやまぐちぎんこう 株式会社山口銀行
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 5 0 - 8 6 0 3 電話 083 (223) 7992
	やまぐちけんしものせきしたげざきちょう 山口県下関市竹崎町4丁目2番36号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧備 考	職業紹介責任者 事業性評価部 係長 小野植良太 082-223-7992

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 45% (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 45% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 45% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社山口銀行 山口県下関市竹崎町4丁目2番36号